

◇ 模擬講義のテーマ ◇

「インターネット上の名誉毀損について」

◇ 《設問1》（模擬講義の要点整理）の解答例 ◇

公開性や発信の容易性という特徴を持つインターネットを誤用し、誹謗中傷等、他者の社会的評価を公然とおとしめ得るような場合、名誉毀損罪で処罰される可能性がある。一方、公益にかなう名誉毀損的行為は無罪となる余地もある。裁判所は、インターネット上の表現行為による名誉毀損事案で、インターネット上の表現行為であるという特殊性を重視して無罪とした一審判決と、これを重視しない控訴審・最高裁判断とで結論が分かれた。（200字）

※キーワード

インターネット、公然、名誉毀損、社会的評価、表現行為（表現活動）

◇ 《設問2》の論題と評価の視点 ◇

〔論題〕

講義の最後に紹介した「事案」（裁判所で実際に問題となったもの）に関し、あなたは、一審・控訴審・最高裁の判断のいずれが妥当であると感じたか？それはなぜか？について、600字以内で書きなさい。

〔評価の視点〕

① 基準となる観点

- ・この問題がインターネット上の表現行動による名誉毀損事案であるという特殊性に、（実質的に）言及し、それを基にした論述となっている。
- ・一審の帰結と控訴審・最高裁の帰結が「理由付け」「結論」ともに対立していることに言及し、そのうえで、それらを対比して論じることができている（理由付けが不可欠）。

② 加点要素の例

- ・一審の立場を、「対抗言論」の趣旨にも照らして説明できている。（※「対抗言論」という言葉を明記していなくても構いません。）
- ・一審との対比を述べたうえで、控訴審・最高裁（いずれもインターネット上の表現行為による名誉毀損事案に特有の要件定立は不要と解し、有罪と結論）の理由付けの間にも、何らかの違いを見出そうとチャレンジしている（論証に成功している場合は更に加点）。

③ 減点要素の例

- ・インターネット上の表現行為による名誉毀損事案であるという事案の特殊性に、全く（あるいは、ほとんど）触れられていない。
- ・一審の立場と、控訴審・最高裁の立場とを、明確に対比できていない（あるいは、いずれも同じ考え方・結論であると誤認している）。
- ・㉑一審・控訴審・最高裁のいずれを妥当と考えるかの意見、㉒その理由付け、が述べられていないもの。